

日本のODAの問題点——タイからの視点

タマサート大学教授

プラサート・チッテイワタナポン

大隈 宏 訳

一 はじめに

日本のODA（政府開発援助）は、近年急速に増大しており、各種政府予算のなかでも最大の伸び率を示している。すなわち、日本のODAは、驚くべき短期間のうちに二倍に増えている。一九八五年から八六年にかけての世界的な景気後退の時期に、日本は一九八六年～一九九二年という短い期間内にODAを倍増することを公約した。その後の円高の結果、日本は目標期間を一九八六年～一九九〇年に短縮した。一九八八年度予算以降、日本のODA予算は世界有数の規模に達した。来るべき将来、日本が、徐々にアメリカを凌駕しつつ、世界最大のODA供与国となることは確実であろう。日本は、世界ナンバー・ワンのODA超大国として、先進工業国のなかで比類なき地位を占めていくであろう。

ところが、日本のODAはこれまで先進工業国と開発途上国の双方から、批判されてきている。そもそも日本国

内においても、日本のODAは不評である。それは、インテリ層、野党、マスコミ、さらには経団連からの激しいODA批判に見られるとおりである。タイでも、これまで日本のODAは批判の対象とされ、援助目的そのものの誠実さに対しても疑義が投げかけられている。とりわけ最近では、特に建設業界を中心として、日本のODAに対する批判が高まっている。

本稿は、建設業界に焦点を当てて、タイに対する日本のODAの評価を試みるものである。具体的には、本稿は、過去数年間、激しい批判を繰り広げてきたタイ建設業界が、日本のODAに関してどのような認識を保持しているかを検討し、そのうえで日本のODA政策の形成、およびその実施に従事している日本政府当局者に対して一定の政策提言を行おうとするものである。筆者としては、本稿において提示される一連の政策提言に対して、日本政府当局者が適切な注意を払うことを願う次第である。それは、日・タイ間の友好・協力関係の維持に寄与するものとなる。さらにそれは、日・タイ間の善隣・協力関係をいっそう強固なものとするにより、タイ以外の被援助国との間に日本が関係を展開する場合のモデル・ケースとして役立つであろう。本来、ODAは、国家間に友好・感謝・好意をもたらすべきものである。ODAを通じて、国家間に猜疑心・支配・憎悪がもたらされてはならない。以下、まず日本のODA予算、および日本のタイに対するさまざまなタイプのODAを概観してみよう。

二 概観——日本のODA予算、およびタイに対する日本のODAの特徴

一九八八年度予算において、日本のODAは約一兆三五〇〇億円(米ドル換算で、約一〇〇億ドル)と、史上最高の水準に達した。それは、対前年(一九八七年度予算)比八・八パーセント増と、全予算費目中最大の伸び率を示すものであった。その内訳は、贈与Ⅱ六一・一億円(四四・六パーセント)、円借款Ⅱ七六・五億円(五五・四パーセント)であった。贈与は、二国間贈与と多国間贈与(国際機関に対する出資・拠出等)とから構成されてお

り、前者は贈与総額の五〇パーセントを僅かに上回る三一四億円、後者は五〇パーセントを僅かに下回る三〇一七億円であった。さらに、本稿の主たる検討対象である二国間贈与は、経済開発援助（無償資金協力）、食糧援助・食糧増産援助、および技術援助を三本柱としており、それぞれ一一五〇億円、五九四億円、一四〇〇億円が計上されている。とりわけ技術協力は、二国間贈与中、最大の予算規模を占めており、日本の贈与プログラムの中核を構成している。他方、円借款（有償資金協力）に関しては、OECF（海外経済協力基金）による借款（政府直接借款）が七一六四億円と、円借款のほとんどを占めている。これに対して、日本輸出入銀行による借款は五〇億円にとどまっている。

一九六〇年代初頭より、日本政府は毎年タイに対して、ODA総額のほぼ一〇パーセントを供与している。日本政府は、タイをインドネシア、それに最近では中国に次ぐ、きわめて重要な援助対象国と位置付けている。タイでは、無償資金協力および技術協力を担当するJICA（国際協力事業団）と円借款を担当するOECFという二つの援助実施機関が増大するプロジェクトの処理に忙殺されている。

最近では、タイに対するOECFによる円借款は、毎年七〇〇億円（約一五〇億バツ）にも達している。例えば、一九八八年の第一四次円借款においては、一三プロジェクトに対して総額七五八億一八〇〇万円（二四五億八〇〇万バツ）が供与されている。またJICAによる贈与も、毎年二〇〇億円に達している。例えば一九八七年の場合、技術協力一八一億円、無償資金協力一一二〇億円（うち、約二五億円は食糧増産援助）と、総額で二〇〇億円がタイに供与されている。

このように、タイに対する日本のODAは、毎年九〇〇億円（一〇〇〇億円にも達している）。それはタイが世界全体から受け取るODA総額の約六五・七パーセントと、きわめて大きな比重を占めている。ODAは、タイと日

本の経済関係において重要な一翼を担っている。それは、タイに対するODA供与において、日本に次ぐ第二位の地位を占めているアメリカのシェアが僅かに一〇パーセント前後と、きわめて小さい事実からも窺われるとおりである。アメリカの主たる関心は、タイにはなく、ラテンアメリカ、中東、およびフィリピンに対して向けられている。ワシントンの政策決定者がODAの配分先を検討するにあたって、最優先の国とされているのはエジプト、イスラエル、フィリピン、それにパキスタンである。

三 日本のODAに対する一般的批判

規模の大きさとは裏腹に、日本のODAはこれまでさまざまな批判にさらされてきた。その急先鋒は、OECD・DAC（開発援助委員会）諸国であった。日本のODAに対して、供与条件の厳しさ等、さまざまな問題点が組上に乗せられていったのである。このような日本のODAに対する批判は、主として西側先進工業国によるものであり、それらは、以下の五点に集約される。

第一の批判は、GNPに対するODAの割合の小ささである。日本の場合、ODAの対GNP比は一貫して低いレベルにとどまっている。一九八七年を例にとると、日本のODAの対GNP比は〇・三二パーセントと、「一八カ国の」DAC諸國中、第一二位に過ぎない。経済的超大国へと発展を遂げたにもかかわらず、日本のODA負担は、日本よりも貧しい国の負担と比べて、「相対的に」劣っている。このような現状に対して、ODAをGNPの規模にに応じて増やすべきだとする声が、国際社会、および日本国内のさまざまなセクターから沸き上がっている。ちなみに、一九八六年の場合、ODAの対GNP比はDAC平均で〇・三六パーセントを記録している。したがって、日本としても〇・三〇パーセントに安住することなく、早急に〇・三六パーセント達成に向けて努力すべきである。確かに、日本のODAの対GNP比は、一九八六年の〇・三〇パーセントから、一九八七年には〇・三一

パーセントへと伸びている。しかし、それでは不十分なことは明らかである。

第二の批判は、日本のODAのグラント・エレメントが、ODAの対GNP比に負けず劣らさずきわめて小さい点である。例えば一九八五年の場合、日本のODAのグラント・エレメントは七三・六パーセントと、DAC諸國中、最下位となっている。ちなみに、日本に次いでグラント・エレメントが小さい(西)ドイツですら、八九・一パーセントである。さらに、グラント・エレメント第一位のオーストラリアは、一〇〇パーセントである。その意味では、日本としても七三・六パーセントにとどまることなく、一九八五年のDAC平均 \parallel 九一・四パーセントの実現を目標に、グラント・エレメントの早急な改善に努力すべきである。

第三の批判は、日本のODA全体において、後発開発途上国(LDC)向け援助の占める割合がきわめて小さい点である。一九八四年〜一九八五年の場合、後発開発途上国に対する日本のODAは、GNPの僅かに〇・〇六パーセントに過ぎなかった。この数値は、他のDAC諸国と比較してきわめて小さなものである。すなわち、一九八四年〜一九八五年のDAC平均は、〇・〇八パーセントである。したがって、切実に援助を必要としている最貧開発途上国を支援すべく、日本としてもDAC平均の実現に向けてさらにいっそう努力することが熱望されているのである。

第四の批判は、日本の場合、ODAの規模が大きいかかわらず、民間援助団体(NGO)を通じて開発途上国に供与される贈与が低調である(例えば一九八六年の場合、僅かに八二〇〇万ドルに過ぎない)点に向けられている。民間援助団体から開発途上国に供与される贈与は、アメリカ \parallel 一五億一三〇〇万ドル、(西)ドイツ \parallel 四億二四〇〇万ドル、カナダ \parallel 一億七一〇〇万ドル、イギリス \parallel 一億六九〇〇万ドル(それぞれ、一九八六年の実績)であり、これら諸国と比べた場合、この分野において日本がはるかに立ち遅れていることは歴然としている。さらに、こうした民間贈与の少なさに加えて、批判的とされているのが、民間組織のはたす役割が限定されている点であ

る。日本の大企業は、開発途上国から巨大な収益をあげているにもかかわらず、開発途上国自身の発展にはほとんど貢献していないのである。もっとも、こうした批判に対しては日本企業も最近ようやく目を開きつつある。

第五の批判は、国民一人当たりODA負担額の小ささである。一億二〇〇万人の人口を擁する日本の場合、ODA総額を総人口で割った、国民一人当たりODA負担額はきわめて小さく、DAC諸国中、下位グループに属している。例えば一九八六年の場合、日本の国民一人当たりODA負担額は四六・四ドルであり、これは一八カ国のDAC諸国中、第一二位である。ちなみに、国民一人当たりODA負担額で上位に位置する国々の実績は、ウエーリー一九一・四ドル、デンマーク一三五・七ドル、スウェーデン一三〇・二ドルである。その意味では、日本に求められているのは国民一人当たりODA負担額の増大であろう。そうでなければ、日本人が開発途上国に対する貢献を、胸を張って誇りにすることは不可能であろう。

以上、五点にわたって日本のODAに対する批判を要約したが、それ以外にも日本のODAに対しては次のような批判が浴びせられている。——議会による民主的コントロールの欠如、人道主義・博愛主義原理の欠落、官僚への政策決定権限の集中、一元的援助行政の欠如(援助行政の細分化・分断化)、自発的援助拡大・援助改善努力の欠如、外庄(特に、アメリカやDAC諸国)に対する従属体質、等々…。

日本の援助を取り巻くこのような問題状況を勘案した場合、日本が世界ナンバー・ワンのODA超大国の地位を獲得したからといって、それによって日本がDAC諸国の全面的な賞賛を獲ち得たり、あるいはまた開発途上国の人々から熱烈な感謝の念で迎えられるといった事態が到来するとはとても予想できない。それどころかむしろ反対に、やり方いかんによっては、世界ナンバー・ワンのODA超大国・日本に対する非難が殺到し、日本と諸外国との間の友好関係を悪化させるといった事態の出現すら荒唐無稽なことではない。

タイでは、日本のODAに対する批判は、いわゆる「誠意」の問題として取り上げられている。それは主とし

て、日本の援助の背後にひそむ利潤追求的・商業的動機を批判するものである。そもそもタイでは、自己利益の追求という打算なしに寛容な行爲が行われる場合にのみ、それが誠意ある行爲とよばれる。タイ社会においては、貧者に対する施しという仏教の教えにのっとり、純粋な気持ちで、何の見返りを期待することもなく行われる行爲のみが、援助の名に値するものとされている。かりに、一定の見返りを前提として、「一見」寛容な行爲が行われる場合、それは援助とよばれるに値しない。それは、ビジネスである。

タイにおいては、さまざまな社会・経済グループが日本のODAを批判しているが、とりわけ激しい批判を展開しているのが建設業界である。タイでは現在、大規模な公共基盤整備事業は主としてOECFの円借款によって行われている。また、社会・教育施設の整備、および関連資機材の拡充は、その一部が、JICAの無償資金協力によって賄われている。さらに、JICAの技術協力も、円借款プロジェクトとリンクされる傾向にある。タイ建設業界は、コントラクター、エンジニア、それに設計者という三つの専門集団から構成されているが、それら専門集団の間には、日本のタイに対するODA供与に関して、次のような疑念が抱かれている。——日本のODAには、日本のコントラクターやコンサルタント、さらには総合商社を媒介として、利益が日本に還流するような保証措置が講じられているのではないか。周知のように、過去数年間、タイ建設業界は日本のODAに対して激しい批判を浴びせてきている。それは激烈かつ感情的であり、タイ国民と日本国民との間に築きあげられてきた友好・協力の精神を損ないかねないほどである。この問題が未解決のままに放置された場合には、タイ建設業界からの批判はさらに激しいものとなり、日本は多数の友人を失うことになる。コントラクター、エンジニア、それに設計者が一体となつての反日キャンペーンの結果、タイ民衆が、日本のタイに対するODA供与は日本のコントラクター、エンジニア、設計者、メーカー、銀行……等の利益を主たる目的とするものに違いないと思ひ込むようになった場合には、事態は取りかえしのつかないものにならう。

四 タイ建設業界の日本のODA批判

タイ建設業界を構成する三つの専門集団——タイ建設業協会、タイ・コンサルティング・エンジニア協会、それにシャム設計者協会——は、ヒモツキ援助反対という観点から、日本の援助政策を激しく批判してきた。以下、これら三団体の主張と具体的な行動を概観することにする。

ところで具体的な検討に入る前に考慮しなければならないのは、そもそも日本の建設会社やコンサルティング会社、タイにおける各種の建設プロジェクトに参入することを認めるべきか否かという、議論のわかれる問題である。日本政府から援助を受け取る側のタイ政府諸機関にとっては、それはたいして重要な問題とはならないであろう。なぜなら、いずれにせよ援助によって、サービスの向上が図られるからである。同様に、タイの一般民衆にとっても、それは直接には関係のない問題であり、深刻な争点とはならない。ところが、タイ建設会社にとっては、それはきわめて重要な問題である。かつて日本企業との競争に敗退した経験のあるタイ建設会社にとっては、日本企業の参入は大きな危険をはらむものである。そこでまず最初に、タイのコントラクターの動向を探ってみよう。

1 タイ建設業界の反発

日本の建設会社がタイに進出することに対して、タイのコントラクターが不満を抱いていることは明白である。それは、タイ建設業協会の月報を見れば一目瞭然である。『カオチャン（タイ・コントラクターズ・ニュース）』の一九八七年七月号は、「外国からの侵略者に対抗・四団体が提携」という見出しの下に、きわめて煽動的な特集を掲載している。それによれば一九八七年六月一六日、タイ建設業協会、タイ・コンサルティング・エンジニア協会、

シヤム設計者協会、それにタイ王立エンジニアリング研究所のそれぞれの代表が、タイ王立エンジニアリング研究所において一同に会し、外国建設会社のタイ進出、ひいてはタイにおける建設プロジェクトの収奪に対抗するための方策について協議したとのことである。さらに同特集によれば、これら四団体の代表は、日本からの援助に付随して課せられるさまざまな条件は、日本の建設会社の競争力の強化、およびもともと弱体なタイの建設会社の競争力の低下をもたらしているとして、それに反対の立場を表明したのであった。また『カオチャン』以外にも、各種の日刊・週刊新聞が反日キャンペーンの一環として利用されている。

外国企業の受注に対するタイ建設業協会の反発は、きわめて熾烈であった。一九八七年、タイ建設業協会はタイ外務省に対して、日本の建設会社のタイ進出問題を、「タイ・日本経済関係構造調整白書」(一九八五年六月作成)に基づいて行われる日本政府との協議の場に提起するよう求め、了承された。数ヵ月後、協会はタイ商業会議所に對して、政府と民間の定期協議の場である「官民協議会議」の月例協議の場において、この問題を提起するよう求めた。さらにそれだけでは不十分だと考えたのか、協会は、一九八七年一月二日、下院・経済問題委員会に對して、この問題を審議するよう訴えた。最後に、一九八八年二月四日～五日、タイ建設業協会は、他の三団体およびタイ・ナショナル・リサーチ・カウンシルとの協賛の下に、「タイ建設産業の発展を求めて」と題する会議をバンコク・インペリアル・ホテルにおいて開催した。会議の結果は、後日、タイ政府に對して参考意見として提出された。それは、次に取り上げるタイ・コンサルティング・エンジニア協会と同様な行動パターンをとるものであった。

タイ・コンサルティング・エンジニア協会も、タイ建設業協会と同様に、日本の建設会社のタイ進出に對しては不満を抱いていた。協会は情報収集のためにセミナーを開催し、タイ政府に對していくつかの政策提言を行った。一九八七年五月二日～二四日、協会はバンコク近郊のパタヤ・ビーチに對して「タイ・コンサルタントの発展を

求めて」と題するセミナーを開催した。その後、チェンマイでフォローアップ・セミナーを開き、その上で政府に對して提言を行った。一九八七年七月二七日、経済関係閣僚会議は、タイ・コンサルティンク・エンジニア協會の意を受けた決定を下した。それは、外国から融資を受けているタイ政府諸機関に對して、ハイテク・プロジェクトは例外として、それ以外のプロジェクトに関しては、「タイのコンサルティンク会社を優先的に活用する」ことを要請するものであった。それは、いわゆる「リード・ファーム（中核・主導企業）」原則の採用を求めるものであった。さらに同決定は、大蔵省、外務省、および技術協力部に對して、借款プロジェクトと贈与プロジェクトの双方においてタイ側の参加を助長・促進するよう当該外国援助機関と協議するよう求めるものでもあった。

以上、タイ建設業協會とタイ・コンサルティンク・エンジニア協會という、タイ建設業界を構成する主要集団が、日本の建設会社のタイ進出に對してどのような反発を示したか、その概要を紹介したが、タイの設計者もまた日本の援助に對しては不満を抱いていた。それは、日本からの贈与によつて賄われる建設プロジェクトの場合、入札は日本の設計会社に限定するという条件が付けられていたからである。一九八七年初頭、プミポン国王の生誕六〇周年を記念してタイ文化センターが完成したが、建物を見てタイの設計者は激怒した。日本人設計者によつてデザインされた建物は、どう見てもタイ建築の様式美とはかけ離れていたからである。さらに、センターの敷地内にはタイ・パビリオンに隣接して、小さな日本庭園を付設した日本パビリオンが建設されていたが、それは他の建物とおよそ不調和な存在であり、タイ・パビリオンと際立った対照をなすものであった。あるタイ人設計者は、あまりの不格好さに、センターのメイン・ビルディングを「象の家」と酷評したほどである。こうしたタイ人設計者の不満は、一九八七年、日本がアヌタヤ歴史研究センター・プロジェクトを、従来通り日本人の設計に基づき推進する旨を提案するにおよび、さらにいっそう高まった。既に作成済みの青写真について、「コメントーター」というかたちで意見を求められたタイ人設計者達は、激しく反発し、そうしたかたちでのプロジェクト参加を断固として拒

否した。タイ人設計者からすれば、四一七年もの歴史を誇るアユタヤ朝の首都のどこに研究センターを設置すべきか（プロジェクト・サイトの選定）という、文字通りプロジェクトの最初の段階からタイ人設計者の参加が認められてしかるべきなのであった。このような状況のなか、一九八七年九月二六日、中曽根首相（当時）が交換公文調印のためにアユタヤ訪問を予定している旨が明らかにされるにおよび、反対運動は一挙に頂点に達した。結局、タイ・日本・近代的外交関係樹立二〇〇周年「一八八七年、修好通商宣言調印」記念という重大な時期に、日本の援助をめぐってタイの世論が激昂していることを憂慮して、中曽根首相はアユタヤ訪問という歴史的旅行の中止を決断した。シャム設計者協会の反対運動は、マスコミの注目を浴び、その結果、一〇〇周年記念事業は低調なまま終わってしまった。その後、事態の改善・打開に向けてタイ外務省と日本との間で地道な努力が重ねられた。そして、最終的には一九八八年央、タイは日本に対して、タイ人設計者による設計が承認されない限り、アユタヤ歴史研究センター・プロジェクトを受け入れることはできないとの最後通牒を突きつけた。それに対する日本側の最終的な回答は、タイ側の要望を受け入れる、という肯定的なものであり、それはタイ民衆の不満を一掃するものとなった。こうして、JICAの歴史において初めて、贈与に付随して課せられる入札条件が緩和され、日本の設計会社にかわってタイの設計会社がプロジェクトの落札に成功したのである。それは、タイ民衆から惜しめない賞賛の声が寄せられるものとなった。

それでは次に、タイ建設業界の見解を探ることにしよう。

2 タイ建設業界の見解

A タイ建設業協会

一九八八年一〇月一〇日〜三〇日、タイ建設業協会所属の一四一の建設会社に対して、筆者は質問表によるアン

ケート調査を行った。それら一四一社は、中規模以上のタイ企業という選定基準に基づくものである。その結果、五六社から回答が寄せられた。回収率は三九・七二パーセント。以下は、その概要である。

タイの建設会社は、日本のODAに対して、強い被害者意識をもっている。すなわち、日本企業あるいは日・タイ合弁企業によって、多くの仕事が収奪されていると認識している。タイの建設会社にとって、日本から供与されるODAは、害毒に他ならなかった。

OECEの円借款に関して、タイの建設会社は競争上、不利な立場に置かれていると認識していた(回答者の八〇パーセント)。それは、エンジニアリング・コンサルティング・プロジェクトのすべてを、日本のコンサルタントが「リード・ファーム」として落札しているという現実を反映している。さらに、日本の建設会社は建設機器を無関税でタイ国内に持ち込んでいる(七四・五四パーセント)、タイ政府諸機関は日本に頭が上がらない(七二・七三パーセント)といった意見もみられた。「資材および役務の調達先を日本に限定する」完全タイドを条件として供与される贈与に関しても、大多数のタイ建設会社は、自分達が不利な状況に置かれていると認識していた。さらに援助の仕組みに関しても、回答者の圧倒的多数(八七・〇四パーセント)は、海外での日本企業の入札を促進するために日本政府が何らかの支援措置を講じており、その結果、日本企業がますます有利になっているとの認識を保持していた。具体的には、低利の融資(九四・四四パーセント)、極端に低い入札価格を提示しうる企業体質(八五・一九パーセント)、海外での豊かな経験等(七〇・三七パーセント)が日本企業に有利な条件として作用していると認識されていた。

次に、問題解決のための具体的な方策に関しては、以下のようなさまざまな回答が寄せられた。

OECEの円借款に関しては、技術的にタイのエンジニアで十分対応できる建設プロジェクトの場合には、タイのエンジニアリング・コンサルティング会社を「リード・ファーム」として参加させるべきである、との要求がみ

られた（七五・四七パーセント）。さらにOECF融資によって賄われる建設プロジェクトの場合、総工費の四〇パーセント以上は、本当の意味でのタイ建設会社——一〇〇パーセント、あるいはほぼ一〇〇パーセント、タイ人によって所有されている——が、共同企業体の一員として参加を認められるべきであるとの主張があった（七三・五五パーセント）。日本からの贈与に関しては、タイの建設会社が「リード・ファーム」として参加できるようにして欲しいとの希望があった（六一・一一パーセント）。同様に、設計業務に関しても、タイの設計会社を「リード・ファーム」として認めて欲しいとの要望があった（五五・五六パーセント）。さらに、建設および設計の両業務において、タイの会社が共同企業体への参加を認められてしかるべきだとの主張がみられた（五五・五六パーセント）。

B タイ・コンサルティンク・エンジニア協会

タイ・コンサルティンク・エンジニア協会に対しては、質問表によるアンケート調査は行われなかった。それにかわって、筆者は一九八六年から一九八七年にかけて、一八人と人数が限られてはいるが、協会員に対するインタビュー調査を行った。

ところで、タイでは外国人のエンジニアが、外国からの援助プロジェクト以外において仕事をすることは法律によって禁止されている。したがって、協会員の意見はもっぱらOECFの円借款プロジェクトにおけるコンサルティンク業務に集中していた。その概要は、次の通りである。

世界銀行やアジア開発銀行の融資の場合、金利は七パーセントと八パーセントである。これに対して日本は、なぜ約三パーセントと、低利の融資を供与してくれるのであろうか。かりにその結果、われわれが何かを失うとすれば、むしろ融資を受けない方がいいのではないか。——これが、タイ・コンサルティンク・エンジニア協会の理事から提起された根本的な問題である。こうした疑念に答えるためには、綿密な検討が不可欠である。第一に、世界銀行やアジア開発銀行の融資プロジェクトの場合、コンサルタントに関する条件は付けられておらず、タイのコン

サルタントが「リード・ファーム」となることも認められている。これに対してOECFによる融資の場合、タイ側の要求にもかかわらず、コンサルティング業務は日本企業に限定されている。協会の基本的な立場は、OECFの融資プロジェクトにおけるエンジニアリング・コンサルティング業務が、調達先に制限のない一般アンタイドへと移行することを求めるものである。そうすれば、日本より進んだ欧米のエンジニアリング・コンサルティング技術がタイに導入され、タイはいままで以上に多くの便益を享受することができよう。言葉の障壁が軽減され、気さくな欧米コンサルタントとの交流により、技術移転が促進されよう。そもそも、これまで日本のコンサルタントがタイにおいて幅をきかせすぎたのである。パシフィック・コンサルタンツ・インターナショナル、日本工営、三祐といった日本のエンジニアリング・コンサルティング会社は、一〇年以上の永きにわたって、間断なくコンサルティング業務を受注することに成功している。そして現在では、一五もの日本のコンサルタントがタイに合弁オフィスを開設しているありさまである。

第二に、協会の立場からすれば、OECFが一ヵ月当たり作業量の四〇パーセントを限度として、タイのエンジニアリング・コンサルティング会社社の参加を認めたことは、とりたてて評価に値するものではない。これが、コンサルティング業務の四〇パーセントというのであれば話は別である。もしそうであるのなら、それはまさにより平等な関係へ向けての一步前進である。かりにタイ人エンジニアの業務遂行能力が日本人と比べて遜色ないとすれば、なぜタイ人エンジニアが総工費の僅か一五パーセント程度の受注に甘んじなければならぬのであるうか。———というのである。協会の理事はまた、タイ人エンジニアは日本人コンサルタントの下に従属させられており、いつまでたっても独自の技術を開発できない仕組みになっているという問題を指摘した。現状では、タイの会社は、日本の会社からサブ・コントラクター（下請け）として仕事を回してもらうことによって活動を維持している。それは、いかなれば分け前を求めて、「飼い主から」投げられる骨に群がる犬のようなものだというのである。

それは、タイのコンサルティング会社相互間に分裂と対立を蔓延させる結果となっている。

第三に、事態の改善に向けての日本政府との協議という考え方に対しては、協会はそれを拒否し、タイみずからが問題解決に向けて努力すべきであるとの立場をとった。それは、外国からの援助プロジェクトにおけるエンジニアリング・コンサルティング業務に関しては、「タイ企業を」一リード・ファーム」とする旨の基本政策をタイ政府みずからが宣言すべきである、というものである。協会は、エンジニアリング・コンサルティング業務が重要な分野であり、各国独自のエンジニアリング・コンサルティング能力の発展こそ世界の大勢であることをタイ政府に認識させようと働きかけていった。——ラマV世橋といった吊り橋の建設や、バンコク国際空港の建設等、それほど高いレベルのエンジニアリング技術を必要としない建設プロジェクトに関しては、タイ人エンジニアの活用が図られるべきである。もし、(西)ドイツ、フランス、日本、あるいはアメリカから、専門家を雇う必要が生じた場合、われわれには彼らを雇用する用意がある。かりに将来、専門家が必要とされる場合には、われわれはタイ人のエンジニアを研修のために海外に派遣する用意がある。このような経験を積み重ねていけば、やがては周辺諸国や中東における建設プロジェクトの国際入札に参加することも可能となろう。また、今後、同じような吊り橋や国際空港が建設される場合には、タイのエンジニアがプロジェクトの全工程において、ごく当然のこととして、エンジニアリング・コンサルティング業務に携わることになろう。アメリカやヨーロッパ諸国と比較した場合、日本のエンジニアリング技術ははるかに劣っている。それにもかかわらず、われわれは、目先の利益に目がくらんで、条件の付いた日本からの援助を唯々諾々と受け入れているのではなからうか。エンジニアリング、設計、それに監督・管理という業務がすべて日本の手に握られた場合、それは発展途上段階にあるタイのエンジニアリング・コンサルティング産業にどれほど深刻な打撃を与えることになるのであろうか。タイ政府が日本の円借款に付随する諸条件を受け入れて以来このかた、われわれはずっとそれに悩まされてきた。——以上が、タイ・コンサルティング・エンジ

ニア協会の認識である。

C シャム設計者協会

タイ・コンサルティング・エンジニア協会の場合と同様に、シャム設計者協会に対しても質問表によるアンケート調査は行われなかった。それにかわって、三一〇〇余名の個人会員を擁する協会の理事に対するインタビュー調査が試みられた。

タイでは、コンサルティング・エンジニアリングの場合と同じく、外国からの援助プロジェクトは例外として、それ以外のプロジェクトにおいては外国人設計者が業務に携わることとは法律によって禁止されている。したがって、協会の理事の意見は、その大部分がJICAによる無償資金協力プロジェクトを対象とするものである。その概要は、次のとおりである。

協会は、JICAの無償資金援助プロジェクトが、日本人設計者による設計に基づいて展開されることに対して強い憤りを抱いている。日本からの「文化的浸透」に対して協会はきわめて敏感であり、感情的かつナショナルな反発を示している。少なくとも、タイ文化センターやアユタヤ歴史研究センターのような、文化的事業においては、タイ建築の様式美が表現されてしかるべきである。そのようなタイの文化的事業に携わる資格のあるのは日本人設計者ではなく、タイ人設計者のみである。なぜなら、ここではタイの芸術・文化、そしてタイ民衆の「顔」が問われるからである。その意味では、タイ建築の様式美がメイン・ビルディングではなく、僅かに小さなパビリオンにおいてのみ表現されているタイ文化センターは、タイ国民にとっては恥ずべき存在に他ならない。そもそも日本人設計者は、なにさまのつもりなのであろうか。日本人設計者は、それほど優秀なのであろうか。もし、日本人設計者がフランク・ロイド・ライトのように世界的に著名な人物であれば、タイ人も受け入れたであらう。

協会はまた、JICAプロジェクトの实质コストに関しても懐疑的である。彼らは、「談合」——入札に指名されたコントラクターが、事前に根回しをして、入札価格の設定や受注の配分等をあらかじめ業者間で調整しておくこと。——という日本建設業界の慣習が問題だと考えている。もし「談合」がなければ、タイ文化センターやタマサート大学・日本研究センターの総工費の約半分は節約できたに違いない。なぜ高価な基礎的機材を、わざわざ日本から輸入する必要があるのか。日本の設計会社やコンサルティング会社のなかには、工事完了にともない最終的設計図・仕様書を日本に持ち帰ってしまうものもある。最後に、協会は、日本人設計者のなかにはタイの法律に違反して、JICAの無償資金協力以外のプロジェクトにおいても仕事を行っているものがあるのではないかと疑っている。過去においても、一人の外国人設計者が法律違反の現行犯で逮捕されたことがあった。タイ司法当局は、外国人設計者の行動に対して、もっと厳格な監視を行うべきである。——以上が、シャム設計者協会理事の見解である。

五 政策提言——よりいっそうの参加を求めて

先進工業国から開発途上国に供与されるODAプロジェクトの推進に際しては、その全過程にわたって、被援助国のプロジェクト参加権が尊重されるべきである。これは、ただだんに日本に対する要求ということではなく、すべてのDAC諸国に対する要求でもある。アメリカ、オーストラリア、(西)ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、ベルギーといったDAC諸国は、程度の差こそあれ、援助の供与にあたっては、被援助国に一定の条件を課し、それによって利益の自国還流を確保しようとしている。しかしかりに、「あなたは、私から低利でお金を借りることができる。また、いくつかの物資については、われわれはあなたに無料で差し上げましょう。そのかわり、あなたはわれわれから物資を買わなければならない。」といったことになった場合、それは被援助国を支援すること

にはならないであらう。しかし現実には、「援助を受ける以上、資機材の調達は援助供与国から」というメカニズムが厳然と確立されている。もしそうしたメカニズムが機能しなくなった場合には、先進工業国は援助を停止するであらう。

ともあれ、筆者の基本的立場は、日本の援助プロジェクトに対して、タイ側のより積極的、能動的、かつ対等なかたちでの参加が認められるべきである、とするものである。その要点は、次のとおりである。

まずJICAの無償資金援助および技術協力に関しては、以下の四つのタイプの参加が促進されるべきである。第一に、プロジェクトの第一段階を構成し、プロジェクトの成否に決定的な重要性をもつ「基本的」開発調査は、日本人だけに委ねられるべきではない。一九八八年に公表された新しいJICA規則によれば、外国人が開発調査に携わることが認められているが、その実現に向けて積極的な行動がとられるべきである。第二に、タイの設計会社が入札が認められるべきである。その際、入札は東京ではなく、タイで行われるべきである。アヌタヤ歴史研究センター建設プロジェクトに関しては、日本はタイ側の主張に対して譲歩の意志を示したが、そうした姿勢が持続・推進されることを期待したい。第三に、無償資金協力プロジェクトの場合、一般にそれほど高度な建設技術は必要とされない。したがって、建設段階においても、タイの建設会社が入札が認められるべきである。その際、入札は東京ではなく、バンコクで行われるべきである。少なくとも、日・タイ合弁企業——往々にして、まやかしのタイ企業というレッテルを貼られがちであるが——の入札が認められるべきである。第四に、器機材の調達先を日本企業に限定するという方式は、廃止されるべきである。一般的かつ基礎的な器機材は、日本からではなく、タイから調達されてしかるべきである。

OECFの円借款に関しては、JICAの無償資金協力ほど条件が課せられてはいないが、いままで以上にタイ側の参加が促進されるべきである。具体的には、以下の三点においてタイ側の参加が認められるべきである。

第一に、費用の一部がOECFの円借款によって賄われている開発調査に、タイのエンジニアや経済計画専門家の参加が認められるべきである。第二に、先進工業国のエンジニアリング・コンサルティング会社がOECFプロジェクトに入札することを認めた一九八八年初頭の新決定は、早急に実施されるべきである。そもそも、低価格で優秀な業務を行うという欧米コンサルタントの参加を最初から長期間にわたって排除してきたこと自体、過ちであった。また、すべての外国からの借款プロジェクトにおいて、タイのコンサルタントを「リード・ファーム」とすべしという、一九八七年七月のタイ政府の決定は、早急に行われるべきである。この決定に対して、世界銀行とアジア開発銀行は、既に同意を表明している。それなのに、なぜOECFだけがそれを受け入れることができないのであろうか。OECFは、僅かに三パーセントと、世界銀行やアジア開発銀行の七パーセントと八パーセントと比べてきわめて低利の融資を行っているが、実際にはその代償として、こうした条件(タイイング)を確保しているのである。第三に、プロジェクトの規模が大きくなればなるほど、建設および資機材の調達段階において、熾烈な競争が展開されている。そして、過去の経験からみて、プロジェクトが大規模になればなるほど、タイのコントラクターが落札する可能性は小さくなっている。もしもタイのコントラクターが、日頃習熟している技術よりも技術的に高度なプロジェクトを受注することが認められないとするならば、彼らが発展し、競争力をつけるチャンスは皆無であらう。その意味で、さまざまなかたちで、タイのコントラクターの参加促進の方策が図られるべきである。少なくとも、事前資格審査からは免除されるべきである。

このような、建設諸過程における被援助国の参加という考え方は、援助供与国にとっては馴染みのないものかもしれない。実際、ODA政策がいままで以上にビジネスと結び付くにつれて、そうした考え方を受け入れることはますます困難にならう。しかし、そもそも援助する側と援助される側とが、お互いにギブ・アンド・テイクの関係を展開するという、旧来の援助観自体、変革を迫られているのである。たとえばODAプロジェクトの数が削減の憂

き目に会うとしても、被援助国がプロジェクトに参加する権利は尊重されるべきである。なるほど、援助の効率的運営という考え方ももっともであり、わからないでもない。しかし、開発途上国にとって建設産業の発展がきわめて重要な意味をもつものであり、また開発途上国自身、建設産業の発展に向けて努力を積み重ねているという現状に照らした場合、効率至上主義に基づく援助を正当化することはできない。いまや日本が、先進工業国に先駆けて援助哲学の変革を図る時である。ODA超大国という立場は、日本が援助の質的改善に向けて努力を傾けることを義務付けるものである。そうすることによってのみ、日本は開発途上国からの敬意と賞賛を受けることが可能となるのである。

〔付記〕 一九九〇年五月、プラサート教授は成城大学法学部学生を対象として、「日本のODAの問題点——タイからの視点」と題する講演（英語）を行った。本稿は、その際、教授が用意されたペーパー（英文）の翻訳である。ペーパーは、詳細な脚注を含むものであったが、紙幅の関係上、本翻訳においては割愛させていただいた。なお、ペーパーの原題は、次のとおりである。

Prasert Chittivatanapong, "The Problem of Japanese Official Development Assistance: A Thai Perspective."
(Thammasat University)

(おおくま・ひろし＝本学教授)